

防衛省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
260	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	<p>現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模を有する指定都市へ移譲することとされている。</p>	<p>【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえ、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になった場合、広域調整を要請して、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法改正すべきであるとする。</p> <p>それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に進行できる環境を築いていること。行政支援機能などがとんでき置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。</p>	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	相模原市・浜松市	C 対応不可	<p>1. 災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用しなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を総合的に把握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めたい。</p> <p>3. 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、指定都市は上記を運用する立場にないこと。仮に現行の災害法制を維持し、指定都市に災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応に不足しない段階で自衛隊に要請が可能なこととなる。換言すれば、自衛隊の地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。</p> <p>4. また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場にない、広域的被災状況を把握する立場にない市(市長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要する。二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>5. 上記の通り、災害が指定都市の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における指定都市の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における指定都市の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を移譲する変更のみを実施することは不可能である。</p>	<p>第1次回答のとおり、現行の法の考え方は、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提としているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に基くような緊急的なケースがあると考えることから、本提案に至ったものである。</p> <p>また、回答では、「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に関する判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるものではなく、「自治体の対応能力を越える」と当該自治体が判断した段階で「行われるべき」と考える。</p> <p>実際の災害においては、指定都市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などによる一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえたうえで、自衛隊に派遣要請を行うものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有する」とことにはならないものとする。</p>	<p>自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求を行うことが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。</p>		
430	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	<p>浸水被害による住民の孤立化、警備における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限らず、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。</p>	<p>【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地害その他の災害に際しては、人命又は財産の保護のために必要があると認められる場合には、都道府県の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権について、浸水被害による住民の孤立化、大害による警備において道路の除雪等を速やかに行う場合などにも限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。</p> <p>詳細については別紙あり。</p>	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	別紙あり【提案事項】、【支障】、【状況】に必要記載【効果】については記載	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	郡山市	C 対応不可	<p>1. 災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用しなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を総合的に把握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めたい。</p> <p>3. 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市(市長)は上記を運用する立場にないこと。仮に現行の災害法制を維持し、指定都市に災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応に不足しない段階で自衛隊に要請が可能なこととなる。換言すれば、自衛隊の地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。</p> <p>4. また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場にない、広域的被災状況を把握する立場にない市(市長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要する。二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>5. 上記の通り、災害が市(市長)の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における市(市長)の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における市(市長)の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を付与する変更のみを実施することは不可能である。</p>	<p>近年の災害は、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、局地的な災害が増加傾向にあり、また、その災害対応に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確な対応が必要となっている。</p> <p>人口が密集した郡山市においては局地的な災害等が発生すれば被害が大きな可能性が非常に高いため、一部地域的な災害等であっても、市長が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を委譲されるよう再度要望する。</p>	<p>自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求を行うことが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。</p>		
628	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きを、都道府県から市町村長へ権限移譲	<p>自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県から市町村長へ直接市町村長まで拡大する権限移譲</p>	<p>【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1項により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請を行うことが原則となっている。 しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するなどにより、災害の種類が多様化し、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求められると考える。台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の発令を有する市町村長の判断のハブ機能となるものも考える。市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものとする。</p>	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	長崎県	C 対応不可	<p>1. 災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用しなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を総合的に把握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めたい。</p> <p>3. 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市町村(市町村長)は上記を運用する立場にないこと。仮に現行の災害法制を維持し、指定都市に災害派遣要請権限のみを市町村(市町村長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応に不足しない段階で自衛隊に要請が可能なこととなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。</p> <p>4. また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場にない市町村(市町村長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要する。二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>5. 上記の通り、災害が市町村(市町村長)の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における市町村(市町村長)の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における市町村(市町村長)の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を付与する変更のみを実施することは不可能である。</p>	<p>回答については、了解し中。</p> <p>災害が大規模化・特殊化している中、住民の生命・財産を守るため、自衛隊の前線に頼らざるを得ない事態や緊急性がある場合には、今後とも協力することが可能である。</p>	<p>自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求を行うことが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。</p>		
680	自衛隊の災害派遣要請権限を全市長への移譲	<p>市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるように、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。</p>	<p>【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市町村の市長から、取りまとめ役の役割を担うことなど、直接、自衛隊に対し災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、迅速な対応となることが期待される。</p> <p>【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応をより解決できない場合」を前提しておらず、要請をするとは、既に地方公共団体で対応できない状況で、迅速性や業務の効率化を重視して考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような懸念は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではないかと考える。</p>	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	横浜市	C 対応不可	<p>1. 災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用しなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の被災・対応状況を総合的に把握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めたい。</p> <p>3. 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市町村は上記を運用する立場にないこと。仮に現行の災害法制を維持し、指定都市に災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応に不足しない段階で自衛隊に要請が可能なこととなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。</p> <p>4. また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場にない市町村(市町村長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要する。二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>5. 上記の通り、災害が市(市長)の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における市(市長)の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における市(市長)の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を付与する変更のみを実施することは不可能である。</p>	<p>第1次回答のとおり、現行の法の考え方は、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提としているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に基くような緊急的なケースがあると考える。</p> <p>また、回答では、「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に関する判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるものではなく、「自治体の対応能力を越える」と当該自治体が判断した段階で「行われるべき」と考える。</p> <p>実際の災害においては、市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などによる一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえたうえで、自衛隊に派遣要請を行うものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有する」とことにはならない。</p>	<p>自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求を行うことが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。</p>		

防衛省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		議案結果 ※平27対応方針(平27.12.20閣議決定)に記載があるものは当該後継を<平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該後継を<平29>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該後継を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
260	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	1. 第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警備、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を持つ都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 3. 他方、被災地においてももともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請を行うよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待たないで認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 4. さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請を行うよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請を行うよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたこととあり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。 5. 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 6. これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。					
430	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	1. 第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警備、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を持つ都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 3. 他方、被災地においてももともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請を行うよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待たないで認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 4. さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請を行うよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請を行うよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたこととあり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。 5. 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 6. これらを踏まえれば、市長に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。					
628	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	回答なし					
683	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	1. 第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 2. 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警備、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を持つ都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 3. 他方、被災地においてももともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請を行うよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待たないで認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 4. さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請を行うよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請を行うよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたこととあり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。 5. 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 6. これらを踏まえれば、市長に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。					